

香港の民主化とその課題

加藤 寛昭

はじめに

1. 香港の植民地としての歴史概観
2. 香港の特殊な地位をめぐる中英の思惑
3. 香港の初期民主化
4. さらなる民主化を求めて
5. 天安門事件と香港の民主化
6. 初めての直接選挙の実施
7. 新しい総督による新しい民主化
8. イギリス統治下最後の立法評議会選挙とその結果
9. 臨時立法会の出現
10. 香港返還と人権法
11. 香港特別行政区政府の成立
12. 香港特別行政区基本法と「自由と民主」
13. 香港返還前後
14. 返還後初めての選挙

おわりに

はじめに

1997年7月1日、香港はイギリスから中国に返還された¹⁾。

本論では、この香港返還の前後で、香港の民主化はどのように行なわれ、そしてこれからどのような方向に進もうとしているのか、さらに、香港の民主化が中国そのものにどのような影響を与えるかについて、各種の法律及びその運用実態、また現実の状況をふまえて考察する。

1. 香港の植民地としての歴史概観

香港がイギリスの植民地となってしまった詳しい経緯については、歴史の論文に譲ることとし、ここでは香港の植民地としての歴史を概観だけしておく。

中国とイギリスの間の茶貿易が、イギリス側の一方的赤字となり、大量の銀が中国に流出したために、イギリスはこれを取り戻そうとして、中国にアヘンを売りつけたことから、ついに歴史上有名な「アヘン戦争」になり、この戦争に勝利したイギリスは、中国（当時清朝）との間に、1842年8月29日、「南京条約」を結び、その中で、対英賠償や広東・厦門・福州・寧波・上海の5港の開港などとともに、香港を割譲させることを約束させたのであった。南京条約（正確には「江寧条約」〈江寧は南京の別称〉）の第3条で、「清国皇帝陛下は英国女皇陛下に香港島を譲与し英国女皇陛下及び其の後継者は永久に之を占有すべく英国女皇陛下の適当と認むる法律規則を以て之を統治すべし²⁾と記されたのである。こうして、大英帝国は砲艦外交による不平等条約の結果、香港を領有することとなったのである。

こうして、香港島を手に入れたイギリスは、さらに、1856年10月8日に発生したアロー号事件³⁾から、第2次アヘン戦争を起こし、1858年6月には「天津条約」、次いで1860年10月には「北京条約」を結び、この中で九龍半島先端部の市街地を永久割譲させ、香港の植民地としての地位を不動のものにしていった。

先のアヘン戦争や1894～5年の日清戦争で清朝の弱体化が暴露されたために、欧米列強や、日本そしてロシアは相次いで中国を侵略し、植民地化していった。イギリスだけが、中国の利権を独占し得なくなってきたことにあせりを感じ、イギリスは現在の植民地香港を強化するために、1898年に、九

龍半島全体の租借⁴⁾を決意し、清朝の李鴻章全権と交渉して、ついにこれを飲ませてしまった。1898年6月9日、「香港境界拡張専門協約」⁵⁾が結ばれ、新界を99年間租借することが決まった。これにより、イギリスは九龍半島全体と香港島そして周囲の諸島全てを入手したのである。

その後、1941年12月から3年8カ月の間、日本軍が香港を占領していたが、第2次世界大戦の終結と同時に、またイギリスが香港を統治することになってしまった⁶⁾。

イギリスは、香港を直轄植民地としてから、紆余曲折はあったものの独特の経済政策により、タックス・ヘイヴン (Tax haven) とし、法人の最高事業所得税率は16.5パーセント、個人の最高所得税率は15.0パーセント、香港以外から得た収入には所得税がかからないとか、ほとんどの商品に輸入関税がかからない完全なフリー・ポートとしたために、アジアの中でも際立った経済的繁栄地区となった。これは、イギリスに大きな富をもたらすことになった。

ところで、1898年6月9日に結ばれた「香港境界拡張専門協約」では、イギリスが中国（清朝）から租借した新界地区の租借期間は、99年間となっていた。ここで取り決められた99年間という期限は、中国語からみると「九九（チュウチュウ）」の発音が「久久（チュウチュウ）」と同じなので、「永久的」という意味を持っていた。一応期限は定めてあっても、実際問題としては、中国（清朝）も、イギリス側も「永久租借」と解していたのである。

その後、中国では何度か革命が起こり、ついに1949年10月1日には、「中華人民共和国」が成立した。社会主義国家をめざす新しい中国は、当然ながら植民地の存在は許容し得なかった。そこで、先の協約による新界地区の租借期間が、1997年6月30日で99年の期間を満了することに法的根拠を置き、さらに道義的にも「植民地は元の国に返還されるべきだ」という世界史の流れからも、中国はイギリスに対し、香港の3区域の一括返還を求めた。

1982年9月に、当時のサッチャー英首相の訪中を起点にして、「香港返還」について中国とイギリスの交渉が始まった。中国側は、当時最高指導者と言われていた鄧小平・中国共産党中央顧問委員会主任が、「何といっても、不平等条約の結果、植民地としてイギリスに奪い取られた香港は祖国・中国に返還されるべきだ」と主張し、サッチャー首相は、「イギリスは引き続き香港にとどまるべきだ」としたが、これに対し鄧小平は「中国は必ず香港を回収する。……中国は平和的な回収、交渉を通じた回収を望んでいるが、交渉がたとえ決裂したとしても、中国は香港を回収することにはかわりはない」として、断固として香港全域を回収する意志を示した⁷⁾。さらに、鄧小平は「その気になれば中国はその日のうちに香港に入り、占領することもできる⁸⁾」と言ったため、「鉄の宰相」と呼ばれるサッチャーも鄧小平に「釘」を打ち込まれて気力も失せ、人民大会堂を出るときに石の階段でつまづくほどのうろたえぶりを見せた⁹⁾。

イギリス側からすれば、本来、返還交渉の対象となるのは、新界地区だけであって、香港島及び九龍半島市街地は、国際法上はイギリスの直轄植民地としてイギリス女王のものであるとしていた。

ところが、新界地区は、香港全域の面積の約91パーセントを占め、香港の人々の生活に必要な水や食糧・生活物資の大部分は、この新界地区及びそこから上にのびる中国大陸から運ばれていた。言いかえれば、香港の経済的繁栄及び人々の生活は、この新界地区の支えなしではやっていけないものになっており、そのことはサッチャー首相も認めざるを得なかった¹⁰⁾。

さらに、中国側は、不平等条約によりイギリスが中国から植民地として無理矢理奪いとった香港は、当然中国に返すべきだとの正当論を述べ、その上、香港返還について、中国共産党の「20字方針」というのを定めていて、イギリスとの交渉の場においても、その態度はひじょうに明確で確固たるものであった。

その「20字方針」とは、「回収主権、設立特区、港人治港、制度不変、保持

繁栄（主権を回収し、特別行政区を設立し、香港人によって香港を統治し、制度を変えず、繁栄を維持する）」というものであった。

このような明確な方針に対し、さすがのサッチャー首相も抗弁しきれず、ついに、1984年9月26日、香港返還に関する中英間合意文書の仮調印式が行なわれ、引き続き84年12月19日には、趙紫陽・中国総理とサッチャー英首相との間で本調印が行なわれ、1985年5月27日に中英間で批准書が交換され、正式に発効した。この正式文書は、「大ブリテンおよび北アイルランド連合王国政府と中華人民共和国政府の香港の将来に関する共同声明、1984年12月19日」¹¹⁾であり、これにより、香港は1997年7月1日、イギリスから中国へ一括返還されて「中国香港」となり、中華人民共和国特別行政区となることが決まった。

2. 香港の特殊な地位をめぐる 中英の思惑

1947年頃から、中国共産党が香港に対し、政治的に浸透してくるようになった。香港政庁は、中国共産党の香港での活動に対し、「挑発もしなければ、融和的な態度もとらない」¹²⁾という方針をとってきた。

ところが、中国共産党が中国での支配的地位を占めるようになってからは、香港政庁は中国共産党系組織が香港で活動することに脅威を感じ、1949年5月に「社会团体登記条例」を施行し、動乱を扇動したり社会秩序を乱すおそれがある人物は、香港から追放することにした。また、1951年5月12日には、「出版物管理条例」を制定し、香港政庁が必要な時にはいかなる新聞、雑誌も停刊処分のできるようにした。こうして、中国共産党の影響力をできるだけ弱める方策をとっていた。

一方、中華人民共和国成立後、中国側は、周恩来を中心として「八字方

針」を出してきた。それは「長期打算、充分利用」という方針で、香港に対して、長期的に打算を行ない、軽率に変更を加えず、香港の地位を充分に利用して、中国が利益を得るようにするというものであった。そのため、「香港を回収する」という歴史的悲願は持ちながらも、当分の間は香港をそのままにし、充分利用していくことにしたのである。

イギリスは、香港を植民地として以来、中国人を強圧的に支配し続けてきた。それは、たとえば魯迅が記したように「中央には何人かの外国の御主人がいて、その配下にはおべっか使いの若干の『高等華人』とその手先をつとめる奴隸的な同胞の一群がいる。そのほかはすべて、黙々と苦しみに耐えている『土着民』なのだ」¹³⁾という状況であった。香港では、いたるところでイギリス人に鞭打たれる下層中国人がいたし、植民地化以来、中国人は山上や中腹の住宅地には一切居住を許されず、劣悪な衛生環境の下に密集していた。このような状態が第2次世界大戦終了まで続き、一部の状況はその後も引き続き見られた。そんな中では、とても中国人の民主化は考えられなかった。

1940年代末から1950年代にかけて、イギリスは、イギリス主導の下での一部の民主化を試みようとしたこともあった。それは次のようなものであった。

「香港は他のイギリスの植民地とは基本的に異なる地位にあった。他の植民地については決められた手順で独立させる準備を整えてきた。それは常にうまくいくとは限らなかったが、アフリカ、アジア、その他の地域に、我々の政治的価値、自由という理想、そして立憲政府を移植しようとする試みであった。1940年代、50年代に、当時の香港総督が他の植民地で行われていることを香港でもやってみようと考えたこともあった。しかし、香港ではそれを実施できない多くの要因があった。香港に民主主義を導入すれば、国民党組織と共産党系左派との抗争に発展する危険性があった。」¹⁴⁾

当時、香港に選挙制度などを取り入れて、民主主義を実行しようとする
と、香港が親中国派勢力と親台湾派勢力の政争の場となってしまう、大混乱
する可能性が高かった。さらに、選挙の結果、中国共産党とは異なった考
えを持つ勢力が権力を得ると、香港が中国から独立する方向に行くことも考
えられた。それ故、「北京の当局は最も制限された民主化でさえも強硬に反対
しただろう。」¹⁵⁾し、何よりも、中国にとって、香港の民主化は即ち香港が中
国のコントロールからはずれ、独立へ向かうことを意味していたので、その
ことをひじょうに恐れたのである。こうして、イギリスによる香港の植民地
統治は、民主主義を導入しないという条件の下でしか継続できなかった¹⁶⁾。

3. 香港の初期民主化

香港は、イギリスの植民地となって以来、政治制度的には1世紀以上にわ
たってほとんど変化のない独裁的なものとなり、香港の住民が政治に直接参
加するということはなかった。植民地官僚体制をとり、その有能なる官僚達
は、あらゆる政治勢力から影響を受けることなく政策決定ができた。その政
策を継続させることにより、安定した政治が行なわれた。効率的な政策運営
によって達成された香港の経済発展は、香港住民が政治に参加する必要性を
減少させ、政治に無関心な住民を作りあげた¹⁷⁾。このことから、「香港人は
金もうけばかりで、政治には全く無関心」とよく言われるようになった。

香港には、「立法評議会」なるものが存在したが、この議員は総督から一
方的に任命された官吏議員と非官吏任命議員からなり、さらに、立法評議会
議長は総督が兼任していたことからわかるように、評議会とはいえ、事実
上は政府がやっていることをそのまま承認するだけの「ゴム印」機関となっ
てしまっていた。

1984年7月18日、香港政庁は「香港の代議制度の段階的発展」という緑

書¹⁸⁾を発表し、香港の政治制度改革をはかり始めた。これは、初めて香港住民による政治参加を考えたものであった。

何故、イギリスは香港から撤退する前に、全ての権限が総督に集中する独裁的な政治制度を変えて、香港の住民の政治参加を考えたのであろうか。それは、イギリスがかつてシンガポールなど多くの植民地に対してやってきたのと同じ手法であった。つまり、香港が中国に返還される前に、一定レベルの民主的な政治制度を作りあげ、その制度を利用して財界を中心とした親英的グループに政権の引き継ぎを実現し、これによりイギリスの香港における様々な権益を守っていこうと考えたからである。けっして、本当に香港住民の為ではなく、本音は自国の利益の為であった。それを「民主化」という形でうまく覆い隠そうとしたのである。

先の「香港の代議制度の段階的発展」という緑書では、次のような提案がなされた。

- ① 立法評議会における総督任命の官吏・非官吏議員を徐々に減らし、区議会、市政評議会、区域市政評議会から構成される選挙団と、職能代表団体から選挙で選ばれた議員が立法評議会でも多数を占めるようにする（一部選挙の実施）。
- ② 行政評議会にも選挙を導入し、総督任命の議員を減らし、立法評議会議員による選挙で選ばれた議員を増やして、選挙で選ばれた議員が行政評議会でも多数を占めるようにする。
- ③ 総督が立法評議会議長を兼任することを止め、立法評議会の非官吏議員の中から選ばれた議員が議長を務める。
- ④ 直接選挙が実施可能か検討する。

このようにして、1984年までは全て総督の任命議員で占められていた立法評議会を徐々に選挙で選んでいく方式が提案されたのである。

ところが、この7月の緑書での提案は、各方面の意見を徴収した後、11月21日には白書¹⁹⁾となったが、そこでは内容が大幅に変わり、以下のよう

になった。

- ① 立法評議会の選挙団と職能代表団から選ばれる議員の数を、85年にそれぞれ緑書の2倍、12人に増やし、代議制度化の速度を速める。
- ② 行政評議会の選挙については、今後の検討を待つ。
- ③ 総督の立法評議会議長の兼任を廃止するという提案については、87年に発表される「再検討」を待つ。
- ④ 直接選挙を一部実施するかどうかについても、87年の「再検討」を待つ。

では、何故このように内容的に後退してしまったのであろうか。

それは、中国の強い反対があったことが考えられる。イギリスが香港を民主化しようとするのは、返還後もイギリスの影響力を行使するためであることは、中国は既に見抜いていた。イギリスが西欧型の「民主政治」を持ち込むことにより、政治が不安定になり、そのことが香港の経済的繁栄と安定をゆるがし、社会秩序を混乱させることを中国は懸念したのである。それよりは、現在の香港の繁栄した状態を、返還後もそのまま引き継ぎ、自らの手で政治を改革していった方がいいと考えたのである。

こうした過程を経て、1985年9月26日には、香港史上初めての立法評議会選挙が行なわれた。選挙団議席12議席のうち、香港の19の区議会が10議席、残りは市政評議会と臨時区域議局で各1議席選出した。職能代表団体である商業、工業、金融、労働、社会サービス、医学、教育²⁰⁾、法律²¹⁾、都市計画のグループから12議席選出した。

4. さらなる民主化を求めて

1985年の立法評議会選挙は、有権者が限られた間接選挙であり、また選挙そのものも恣意的に操作されたために、香港住民から直接選挙の導入を強

く求める声があがった。そして、匯点、太平山学会、励進会、香港民主生協進会など、後に政党へと発展する政治団体が次々と現れた。

香港の民主化については、イギリスは長い間自分が統治しているときには、民衆の意見が反映される直接選挙は許可しなかったのに、政治権力が自分以外のところに移動していこうとするこの過渡期になって、わざわざそれを実施しようとするのは、事態を余計ややこしくしているのではないか²²⁾という批判や、香港の人々に対しても「植民地時代には民主化を要求しなかったくせに、なぜいまになって要求するのか²³⁾という疑問も投げかけられた。

これに対し、香港の民主化のリーダーの一人である李柱銘は、「たしかにその通りです。……しかし、香港の植民地当局はその絶対的な権力をあまり行使しなかったのです。もちろん香港の早期民主化を実現しなかったことについては、イギリスは非難されるべきだと思います。しかしいくら遅くなくても民主化した方が民主化しないよりはましだと思います²⁴⁾と述べている。

香港住民は、直接選挙を導入し、政治に参加することを強く求めた。これに対して、中国側から、「香港基本法を90年に公布するが、これに先立って立法評議会に直接選挙を導入することは認められない²⁵⁾という警告が発せられた。中国側は、「香港基本法」と政治制度改革がうまく「収斂」することを要求した。結局、香港政庁は、中国側のこの「収斂」に縛られることになり、香港住民の間で直接選挙の要求が高まっていたが、1988年にはこれを実施せず、「香港基本法」公布後の1991年まで延期することを決定した。

5. 天安門事件と香港の民主化

1989年6月4日、北京の天安門において、学生や市民による民主化運動に対する弾圧として、「天安門事件」が起きた。香港では、中国の民主化運

動支援に数多くの人が立ち上がり、百万人規模のデモも行なわれた。今まで政治にはあまり関心を持たず、大きな政治行動はしなかった香港の人々が、ここまで大規模な示威行動をしたのは史上初めてであった。香港の人々にとって、それは単に中国の民主化を支援するという意味だけでなく、まさに、香港返還後の自分達自身の民主化の問題でもあった。中国政府がどこまで民主化を認めるかは、ひいては香港をどこまで民主化するかという問題と直結していたのである。香港の人々は、「天安門事件」が起きるまでは、中国は経済が発展するにつれて次第に自由化の道をたどり、やがては政治改革にも着手し、徐々にではあるが民主化の道を歩むであろうと期待していた。ところが、この期待は見事に裏切られた。

このような事態に直面したイギリス側は、香港返還を迎えるにあたって、香港に対する信頼と安定を回復し、香港人自身によるより高度な自治を実現させるために、香港を返還する1997年以前に、香港を今より民主化しておく必要があると考えるようになった。そのために、香港返還後の香港のあり方について定める「香港基本法」についても、状況が変化した今、その公布を遅らせるべきだとして、基本法起草委員会及び基本法諮問委員会による基本法に関する作業も一時全面的に停止した。

また、香港政庁は、「人権法」を導入することにし、これを他の香港の全ての法律に優先するものとした。これに対し、中国側は、「人権法」がその後香港の憲法ともなる「基本法」と矛盾することを恐れて、その導入に強く反対したが、香港側は、1991年6月に立法評議会において「人権法」を通過させてしまった。中国は、「人権法は基本法に違反し、返還後これを見直す権利を留保する」²⁶⁾とした。

香港側は、より民主化を進めるために、立法評議会の直接選挙枠をできるだけ多くすることを考え、次のような様々な案を出してきた。

① 共識方案第1モデル

行政・立法両評議会議員事務所の保守派と民主派両方による合同の案

で、立法評議会の直接選挙枠を、1997年までに全体の50パーセント、1999年までに66パーセント、2003年までに100パーセントにして、ついに全面直接選挙をめざすもの（一部の議員の中には、1997年以前に全面直接選挙を導入することを主張した者もいる）。

② 共識方案第2モデル²⁷⁾

1991年の立法評議会選挙で議席数を56から60に増やす。そのうち、直接選挙議席は20、職能代表選挙議席は20、官吏及び任命議員議席は20にする。

1995年には、60議席のうち少なくとも半数以上は直接選挙で選出する。

③ イギリス下院外交委員会報告書案²⁸⁾

1991年の立法評議会選挙で、直接選挙枠を全議席の半分にし、1997年までに全面直接選挙を実施する。

④ 4・4・2 方案（妥協モデル）

「基本法」起草委員会によって示された案で、第1期立法会選挙の構成比率を、直接選挙40パーセント、職能代表40パーセント、選挙委員会（大選挙団）を20パーセントとする。

香港の選挙制度の変更は、香港の将来と大きく関係するので、「中英共同声明」の趣旨からも、どうしても中国と相談しなければならなかった。中国側は、1990年4月に「香港基本法」を公布することになっていたのに、イギリス側としては何としてもそれ以前に手を打って、イギリス側の意向を「基本法」に反映させる必要があった。

そこで、サッチャー首相は、外交顧問パーシー・クラドックを特使として、中国側と香港の民主化について協議を始めた。イギリス側は、先に香港の多くの勢力が妥協を示した「4・4・2 方案」を基にして、中国側と交渉した。中国側は、最初直接選挙の導入に対して強く反対していたが、交渉過程の中で中国側は少しずつ軟化し、直接選挙の枠を15から18にすることについて中

国側とイギリス側の度重なる交渉が行なわれた²⁹⁾。

その結果、「イギリスは1991年の立法評議会直接選挙枠を18とし、中国は基本法の最終法案で、特別行政区立法会の直接選挙枠を1997年に20議席、1999年に24議席と規定する」ということで中英の合意ができた。

その内容を具体的に見ていくと、1991年の立法評議会選挙で18議席、1995年の選挙で20議席を直接選挙で選び、香港返還後の1999年に24議席、さらに2003年に全議席の半分の30議席を直接選挙で選ぶというものであった。そして、この内容は「香港基本法」にも反映されていた。そこでは、「基本法」によって1995年立法評議会選挙で選ばれた議員は、香港の「主権のスムーズな移行」のために、1997年の香港返還を越えて、そのまま香港特別行政区の第1期立法会議員になることができることが明記された。即ち、イギリス統治下最後の立法評議会議員が、そのまま自動的に香港返還後の香港特別行政区第1期立法議会の議員になれるというもので、一般には「直通列車方式」と言われていた。

こうして、一旦は中英間でうまく合意がなされたように見えたが、これが後から大きな問題になったのである。

6. 初めての直接選挙の実施

1991年9月15日、香港で初めて立法評議会議員の直接選挙が実施された。

この選挙は、立法評議会全議席60議席のうち、18議席を直接選挙により選出するというものであり、その選挙方法は、香港全土を9選挙区に分け、全て2人区で、1人2票を投票するというものであった。

選挙の結果、中国の民主化運動を支援し、香港の民主化を強く訴えた「民主派」が圧倒的に勝利した。その内訳は以下のようになった。

香港民主同盟	12	匯 点 ³⁰⁾	2
香港民主民生協進会	1	無 所 属	3
保守派及び親中国派	0 (全員落選)		

これまで、香港の立法評議会議員は、全員が絶対的な権力を持つ総督の任命によって選ばれ、それは単なる総督の諮問機関にすぎなかった。それが、「民主派」が直接選挙で多数当選したことにより、立法評議会で大きな発言力を持つようになり、香港政庁の政策にも異議を唱えることができ、まさに本格的な「議会」となりつつあった。

一方、総督が直接任命した議員の多い「保守派」も、「民主派」に対抗するために、政治色を強めていった。その結果、香港は政治色の薄い経済都市から、一挙に政治化していった。

「民主派」は、1995年の立法評議会議員選挙に向けて、さらに直接選挙議席を増やすことを要求していった。これに対し、中国側は、直接選挙議員数を変更することは、「香港基本法」に抵触するとして反対した。

「保守派」は、直接選挙での敗北の巻き返しをはかるため、選挙制度そのものを変えることを考え、現在の2議席2票制を廃止して中選挙区制にして、1選挙区から数人を1人1票制で選出することを提案し、「民主派」をおさえようと考えた³¹⁾。

イギリスは、こうした状況の中で今までとは異なった対応を迫られるようになってきた。

7. 新しい総督による新しい民主化

1992年7月、ロード・ウィルソン総督の後任として、第28代目の総督クリストファー・パッテンが着任した。彼は、香港が中国に返還されるときの「最後の総督」となった。

パッテンが「最後の総督」に選ばれたときには、イギリス国民も、香港の人々も、そして中国側も一様に驚いた。パッテンは、歴代の総督とは異なり、若くしてイギリス保守党の幹事長を務めた大物政治家だったからである。パッテンは、今までの総督のように中国と妥協するのではなく、香港にこれまで存在しなかった「政治」、とりわけ民主主義を残して名誉ある撤退をなし遂げようという強い意志を持った人物であり、イギリスのメジャー首長達の並々ならぬ決意を象徴した人物であった。

パッテンは、これまでのイギリス式の伝統的な儀式や形式には全くこだわらず、着任早々、街頭に出て香港の人々と直接対話し、香港の人々の意志を第一に尊重しようとする態度を示した。

彼は就任間もない時期に、「私の課題は、中国にたいして参加型の政治、すなわち民主政治が、責任を伴う成熟した形で機能することを示す点にある」³²⁾として、香港の政治改革に並々ならぬ意欲をみせた。

パッテン総督は、「行政評議会と立法評議会の分離」を決定して、立法機関が行政機関をチェックするようにし、立法評議会の議員が自由に政治目標を追求し、政党活動を行なえるようにした。その上で、行政主導の政府を確立し、その政府が確実に立法機関に責任を負うシステムを作りあげようとした。そして、自ら総督兼任であった立法評議会議長の地位を降り、行政と立法の完全な分離をはかった。

さらに、1995年に行なわれる立法評議会議員選挙について、次のような提案をした。

- ① 選挙年齢を21歳から18歳に引き下げる。
- ② 立法評議会直接選挙の2議席2票制の選挙区を、1議席1票制の小選挙区に変える。
- ③ まだ全議席の3分の1が残っている市政評議会・区域市政評議会、および区議会の委任議席を取り消す。
- ④ 9つの新しい職能代表選挙区を設け、その全従業員に選挙権を与える。

⑤ 10名の立法評議会議員を選出する「選挙委員会」の全部または大部分の委員を、直接選挙で選ばれた区議会議員により構成する。

このような選挙制度改革案は、それ自体「香港基本法」の枠を越えて直接選挙による議席を増やすものではなかったが、実質的には、一部間接選挙の有権者数を大幅に拡大することによって、より直接選挙に近いものになってしまった。特に、270万人の労働人口が、新しい選挙区で1人1票で議員を選出できるようになり、実質上の直接選挙となった。さらに選挙委員会による選挙も、形式的には間接選挙であるが、事実上は直接選挙となっていた。

このように、実質的に直接選挙を大幅に取り入れ、香港の民主化をはかろうとするパッテン総督の改革案に対し、中国側は猛烈に反対した。もともと、中国側は、香港返還前に香港の人々が自分達の意志によって政治を決めていくことを極度にいやがり、その意味で返還前の大幅な民主化は認めないという方針をとっていたので、当然のことながら、パッテン案は受け入れられるはずがなかった。

イギリス内にも、サッチャー前首相の外交顧問であったパーシー・クラドックのように、「英中交渉の過程で中国側と取り交わした秘密書簡を無視してパッテン総督が政治改革を断行しようとし、立法評議会の選挙制度改革を急ぎ過ぎたがゆえに中国を怒らせて英中関係を損ない、香港における民主政治の導入を逆に損なった」³³⁾と批判する者もいた。

パッテン総督は、そうした香港の人々を無視した秘密交渉自体時代遅れであり、最後の総督として香港の人々に対する責任を優先すべきだと考えていた。

パッテン総督の提案は、中国をはじめイギリスの一部からも批判をあびながらも、1994年6月の立法評議会で可決され、1995年9月17日にはパッテン改革案に基づく立法評議会選挙が実施された。

パッテン総督は「香港の人々はまさに我々が将来を約束した、そしてマー

ガレット・サッチャーや他の人々が将来を約束した人々だということを忘れるべきではない³⁴⁾として、中国の様々な警告を無視して、「民主化案」を立法評議会の審議にかけ、通過させたのである。

8. イギリス統治下最後の立法評議会 選挙とその結果

パッテン総督は、「中英共同声明」で約束された「高度の自治」を何とか返還前に実践しようとして、選挙の改革を行なった。

パッテン総督の「民主化案」による選挙は、1994年9月にまず区議会選挙が、続いて1995年3月に市政評議会選挙、そして9月には立法評議会選挙が行なわれ、「民主化案」の総仕上げをした。この選挙によって、植民地時代の官吏議員や総督任命議員は姿を消し、全員が初めて選挙で選ばれた。

中国政府は、1995年9月17日、立法評議会の投票が始まる頃、「立法評議会はいギリスが香港を撤退すると同時に解体する³⁵⁾と表明し、さらには「今回の選挙は真に香港の人々の意志を反映しているとは思わない³⁶⁾とか、「選挙は公平なものではなかった³⁷⁾として、様々な選挙妨害を行なった。

こうした中国側の圧力があつたにもかかわらず、選挙結果は、民主派勢力が全議席（60議席）のうち半数近くを占めた。中国の圧力が強まれば強まるほど、中国に対する香港の人々の反発も強くなってしまったのである。

パッテン総督はこの結果を見て、「これは香港の有史以来最初に全面選挙で選出された立法評議会であり、重大な歴史的意義を備えている。あなた方が立法評議会議員に選出されたことは、『中英共同声明』で香港の人々になされた約束の履行を表わしており、香港の将来の憲法である基本法にも完全に合致する。あなた方は選挙で選ばれた全期間仕事を成し遂げることを許されるべきである。これは、単に香港の人々、香港政庁、そして、イギリス政

府だけではなく、世界中の友人の大部分の意見である。その他のいかなる方法も香港と中国へのスムーズな主権の移行に打撃を与えるであろう」³⁸⁾と述べた。

これに対し、中国側は、この立法評議会は1997年の返還以後は無効であるとし、1996年1月には、中国側主導の「香港特別行政区準備委員会」を発足させた。この準備委員会の主任には、銭其琛副総理兼外交部長が就任して返還に備え、返還後は「臨時立法会」を設置することを決定した。これにより、「主権のスムーズな移行」をめざして、1995年の立法評議会が返還後も存続するという「直通列車方式」は認められないことになってしまった。

9. 臨時立法会の出現

1995年9月の、パッテン提案による立法評議会議員選挙によって中英は極度に対立することになった。しかし、このまま対立が続くと、1997年の返還を迎えるにあたって、山積する実務レベルの問題が解決できないことから、中英は少しずつ関係の修復をはかった。

その和解に至った決定的なことは、3年以上にわたって紛糾していた香港の終審裁判所の設置問題で、パッテン総督が「返還前に設置されなければならない」としていたものを、「1997年7月1日に設置する」ことで中英が合意できたことによる。

ところが、パッテン案によって選挙で選出された立法評議会の問題に対しては、中国側は絶対に妥協しなかった。中国側は、返還後に立法評議会を解散するという決定は、絶対に変わらないとした。

1996年3月24日、香港特別行政区準備委員会は、立法評議会の解散を正式に決定した。パッテン総督が提案した選挙制度改革案に基づいて選ばれた立法評議会を解散し、中国に任命された議員からなる「臨時立法会」を設立

するという決定であった。この決定のあった日をパッテン総督は、「香港の民主主義にとって暗黒の日」³⁹⁾と言った。

パッテン総督が、「臨時立法会」の設立については非協力的な態度をとったため、選挙は香港ではなく深圳で実施された。1995年の立法評議会ではあまり議席をとれなかった親中派や、保守派などから多くの議員が選ばれ、民主派の議員はほとんど排除された。中国側は、パッテン総督の選挙制度改革案が「三違犯」を犯したため、「臨時立法会」の設立はやむをえないと言っていたが、「臨時立法会の主要な目的は、立法機関における民主派の議席数を減らすことにある」⁴⁰⁾のは間違いなかった。こうして、中国側は、香港の立法機関を香港の植民地統治時代に近い形にしてしまった。これにより、香港特別行政区においては、行政が立法に対して圧倒的優位に立つことになってしまった。

立法評議会時代には、議員個人が法案を提出する「私人法案」が認められ、数多くの立法がなされたが、香港基本法第74条では、「行政長官の書面による同意がない限り、私人法案を提出することはできない」とされ、さらに、特別な投票手続きを経ないと可決できないようになってしまった。こうした点からも、立法の地位は極度に低下した。

10. 香港返還と人権法

1989年の「天安門事件」によって、香港の人々は、香港が中国へ返還されるにあたって、自分達の人権や民主はどうなるのか、とても不安に思った。これに対し、香港政庁は、「人権法」を制定することにより、香港の人々の不安を和らげようとした。そして、1991年に「人権法」を公布し、香港の人々に、表現の自由、平和的集会の権利、結社・思想・良心の自由など幅広い権利を保障した。

ところが、中国外務省は、この「人権法」が公布された直後から、見直しを行なう権利を留保すると表明していた。予備工作委員会法律小委員会は、「人権法」によって改正された50の条例のうち、「社团修正条例」、「テレビ新条例」、「電気通信条例」、「放送事務管理局条例」、「公安修正条例」、「緊急状況新条例」は、香港特別行政区の行政管理権を弱めるとの理由で改正前の条例に戻すことを提案した⁴¹⁾。これによって、香港特別行政区行政長官は、テレビ放送の許認可権、ラジオ放送を禁止あるいは監督する権限を取り戻し、新しい団体は政府に登録しなければならず、外国の政治組織と関係を維持することは許されなくなった。政府は、社会不安が発生した場合には、再び出版や通信を規制することによって戒厳令を施行することができるようにした。

中国側は、「将来、香港は大陸中国の問題に直接干渉するような政治活動を行うべきではない」し、「1997年以後の香港での自由な言論には制限がある」し、「報道機関は批判を唱えることはできるが、噂やうそはいけないうし、中国の指導者に対する個人攻撃も加えることはできない」⁴²⁾と表明した。さらに、「基本法第23条に従って、特別行政区が、政府転覆、国家分裂、反乱扇動、反逆に関する法律の立法を行う」とし、「すべての自由は法によって許される範囲内でなければならない」とした。「法の支配」に対し、香港の人々と中国側では大きなズレが生じてきていた。

とりわけ、香港の人々の自由と民主にかかわる「社团修正条例」や「公安修正条例」を元の条例に戻すことについては、香港の人々にとって大きな危惧となった。警察の権限が強化されたり、国家安全や政治団体の定義が不明確であったり、各種の制限がありすぎたり、行政長官の権限を極度に大きくしているなど、様々な批判があった。

香港を代表する人からも、「なぜ植民地時代の法律に戻さなければならないのか。イギリスは香港の人々を抑圧するためにこれらの法律を利用した。彼ら（準備委員会）はいまや同じ目的に奉仕させるためにその法律を利用する

ことを決めた」⁴³⁾という批判もあがった。

11. 香港特別行政区政府の成立

1996年1月26日、香港特別行政区政府を設立するために、150人の委員による「準備委員会」が発足した。中国政府によって、94人の香港側委員が任命されたが、そのうちの50人以上が財界人⁴⁴⁾であり、しかも親中国派の人々であった。

「準備委員会」の大切な任務の一つは総督に代わる「香港特別行政区長官」を選出することであった。立法評議会では、「行政長官は1人1票の普通選挙で選出されるべきである」という民主的な意見⁴⁵⁾も出されたが、中国の錢其琛外相によって、「そのような要求は基本法に対する無責任かつ大胆な挑戦である」⁴⁶⁾と一蹴された。

1996年9月21日、「特別行政区長官」の選出にあたる「推選委員会」のメンバーに、5833人の候補者の中から400人が任命されたが、その内訳は財界の代表が半数以上であった。12月11日に、この400人が「行政長官」を予備選挙を経て選出した。その結果、親中国系の実業家であり、オリエント・オーバーシーズ（東方海外国際公司）の経営者で、カジノのオーナーでもある董建華が、圧倒的多数で選出された。

香港の人々に人気のあった陳方安生（アンソン・チャン）女史は、政務長官となり、実務を担当することとなった。

こうして、「一国二制度」の下に、「港人治港」（香港人が香港を治める）による「香港特別行政区」が発足したのである。

12. 香港特別行政区基本法と 「自由と民主」

1990年4月4日、中華人民共和国第7期全国人民代表大会第3回会議において、「香港特別行政区基本法」（本稿では「香港基本法」という）が採択された。

その前文⁴⁷⁾には、

「香港は古来中国の領土であり、1840年のアヘン戦争以降イギリスに占領された。1984年12月19日、中英両国政府は香港に関する共同声明に調印し、中華人民共和国政府が1997年7月1日に香港に対する主権行使を回復することを確認し、これによって、香港を取り戻したいという中国人民の長きにわたる共通の願いが実現した」

として、香港返還の歴史的意義について述べ、さらには、

「国家の統一と領土保全を擁護し、香港の繁栄と安定を保持するため、かつ香港の歴史と現実の状況とを鑑み、国家は、香港に対する主権行使を回復するにあたり、中華人民共和国憲法第31条の規定に基づき、香港特別行政区を設置し、また『一国家二制度』の方針に照らして、香港においては社会主義の制度と政策を実行しないことを決定した。香港に対する国家の基本方針政策については、中国政府が中英共同声明のなかですでに明らかにしている」

として、「一国家二制度」について述べ、これを受けて、第5条では、

「香港特別行政区は社会主義の制度および政策を実行せず、従来の資本主義制度および生活様式を保持し、50年間変更しない」

と規定した。

香港の人々の自由に関する規定としては、

「第4条 香港特別行政区は法に依り香港特別行政区の住民およびその他の者の権利および自由を保障する」

「第27条 香港住民は、言論、報道および出版の自由、結社、集会、行進およびデモンストレーションの自由、ならびに労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利および自由を享有する」

「第28条 香港住民の人身の自由は侵されない。香港住民は、任意または非合法に逮捕、拘留、監禁されない。(略)」

「第29条 香港住民の住宅およびその他の家屋は侵されない。任意または非合法的な住民の住宅およびその他の家屋の捜査、侵入を禁止する」

「第30条 香港住民の通信の自由および通信の秘密は法律の保護を受ける。(略)」

などのような規定があり、これらの条文から見ると、かなり自由が保障されているかのように見える。

ところが、その一方において次のような規定もある。

「第23条 香港特別行政区は国家反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆および国家機密窃取のいかなる行為も禁止し、外国の政治的組織または団体が香港特別行政区において政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体が外国の政治的組織または団体と関係を樹立することを禁止する法律を自ら制定しなければならない。」

中国は「天安門事件」以来、香港が中国の国家転覆の基地となることを恐れて⁴⁸⁾、このような規定を設けているが、こうした規定は、その運用の仕方によっては、様々な解釈が生まれる可能性がある。中国共産党への批判が、「反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆」につながるのかどうか、また「天安門事件」のような場合はどうなるのか、平和的手段による政権交替の可能性は模索できるのかどうかなど、香港の人々にとって「自由と民主」の観点から複雑に考えざるを得ない規定が入っているのも事実である。

13. 香港返還前後

1997年6月30日夜、香港の返還式典が挙行され始めた。中国側からは、江沢民国家主席、李鵬首相、銭其琛外相、張万年総参謀長、董建華行政長官、イギリス側からは、チャールズ皇太子、ブレア首相、クック外相、ガズリー將軍、パッテン総督が式典壇上に登った。1997年7月1日午前0時をはさんで、イギリス国旗であるユニオンジャックが降ろされ、それに代わって中華人民共和国国旗と香港特別行政区の旗があがった。これで正式に、イギリスから中国へ香港が返還されたのである。

引き続き、香港特別行政区成立式典が行なわれ、江沢民国家主席が特別行政区の成立を宣言し、董建華が宣誓を行ない、香港特別行政区初代長官となった。

一方、イギリス側は、午前0時半頃、チャールズ皇太子や最後の総督であったパッテンが、ブリタニア号に乗って、香港を離れていった。筆者は、この返還前後の7日間、香港に滞在し、これらの様子をつぶさに見てきた。

設立されたばかりの「臨時立法会」は、午前0時45分から最初の会議を開き、「統一法案」の審議を始めた。その中には、「社團条例」や「公安条例」などを返還前のものに戻し、香港の人々の自由と民主を制限することになる「還元法」もあった。

董建華は、香港をシンガポールのように「非政治化都市」にし、「経済都市」として発展させることをめざしていた⁴⁹⁾。

香港特別行政区発足直後に、「臨時立法会」の合法性をめぐる法廷で争われたが、香港の高等裁判所は、「中国は香港の主権国であり、特別行政区の裁判所には全人代の決定が否かどうかを審議する権限はない」⁵⁰⁾とし、その判断をさけた。

1997年12月8日には、返還後初の香港特別行政区全国人民代表大会選挙が実施されたが、一般香港市民は一切投票できず、424人からなる「選挙会議」によって36人が選出されただけであった。「選挙会議」のメンバーは、ほとんどが「臨時立法会議員」などの親中派で、選ばれた36人の代表も、中国と密接な関係のある人物ばかりであった。このように、中国と直接かわる部分においては、一般香港市民ましてや「民主派」は全く関与することができないようになっていた。

1997年9月27日に、「臨時立法会」は、「第1期立法会選挙条例」を可決し、第1期立法会選挙を1998年5月に実施することにした。

14. 返還後初めての選挙

1998年5月24日、香港返還後初めての「第1期立法会選挙」が実施された。それまで存在した「臨時立法会」は、市民による正式な選挙を受けていない、しかも中国側の政治的理由によって作られたまさに臨時の立法会であった。それが、正式な選挙による議員の選出ということになったのである。

1997年の「第1期立法会選挙条例」により、投票制度が小選挙区制（1選挙区1議席）から、中選挙区制（1選挙区3～5議席）に変更され、さらに政党選出の比例代表制も導入されたため、一般市民にとって、ひじょうにわかりにくい選挙制度となっていた。しかもあいにくの雨もたたって、投票率はかなり低くなるだろうと予想されていたのだが、何と53.29パーセントという香港の選挙史上かつてない高い投票率となった。

この選挙期間中、筆者も香港へ行って、その選挙戦を見てきたが、各候補者の訴えには自分が香港の将来をになうのだという情熱がこもっていた。

直接選挙区では、「民主派」が圧勝し、70パーセントの議席を得た。職能

図1 香港立法会の勢力図

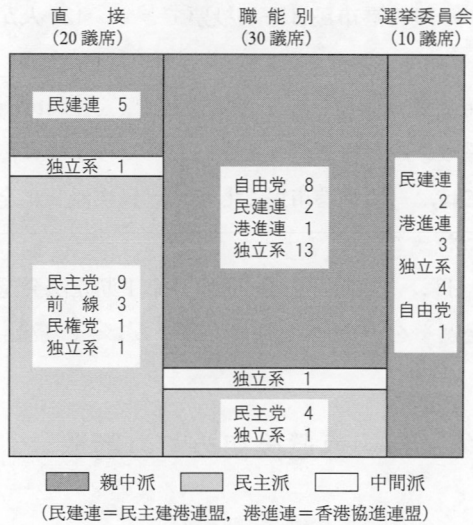
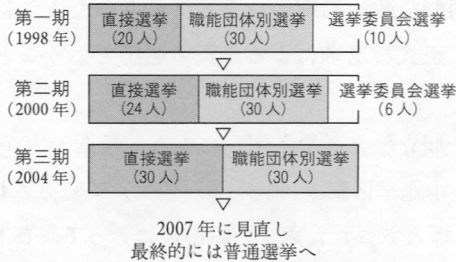


図2 香港立法会選挙制度の民主化手順

(定数はいずれも 60 議席)



別選挙では「民主派」は25パーセントの議席を得た。選挙委員会選挙では0パーセントであるが、この職能別と選挙委員会選挙は、もともと親中派に有利で操作可能な間接選挙であったから、民意を確実に反映している直接選挙を見る限り「民主派」の圧勝と断言していいだろう。

しかしながら、議席全体(60議席)を見ると、親中派は全体の4分の3に

あたる40議席を占めた。

この選挙には、合計で166人が立候補し、比例代表制で争われた直接選挙部分（20議席）では、民主派が圧勝し、民主党が9議席、前線が3議席など、民主派全体で直接選挙枠の70パーセントにあたる14議席を獲得した。親中派は民主建港連盟（民建連）が5議席にとどまり、中国寄りの財界を基盤とする自由党の李鵬飛主席が落選した。

一方、計40議席の間接選挙のうち、1団体（企業）1票制による職能団体別選挙（30議席）では、民建連、香港協進連盟（港進連）、自由党の親中派3党と無所属候補を合わせ、親中派が25議席を占めた。親中派委員800人が投票する選挙委員会選挙（10議席）は、全員親中派が当選した⁵¹）。

この選挙で投票率が予想以上に高くなり、しかも民主派勢力が圧勝したのは、香港返還後、香港の政治はやはり香港人自身の手で決めていきたいという意思の表われであり、急激に悪化している香港経済に対する香港特別行政区政府の対応のまずさへの不満など、香港市民の政治意識の変化が感じられる。「金もうけばかり夢中で、政治には無関心」と言われていた香港人が、自分達自身を守るために大きく変身しようとしているのである。

おわりに

香港の民主化は、香港返還をめぐって急に高まってきた。それが何度かの選挙や各種の改革を通して、これからどこまで民主化していくことができるであろうか。

立法会の選挙について言えば、2000年に第2期選挙、2004年に第3期選挙が行なわれ、徐々に直接選挙の割合を多くしていくことになっている。2007年には全面的に見直し、最終的には全て直接選挙を行なうことが「香港基本法」で定められている。その間に、香港の人々の民主化に対する意識はどのように変化していくであろうか。

香港の、この徐々に民主化していくという方式は、まだ全体として民主化が大きく遅れている中国自身にとって、一つのモデルであり、香港での民主化のやり方を中国本土にも応用して、中国自身を民主化していくこともできる。そういう意味では、香港の民主化は中国の将来にかかわる大きな課題であろう。

〔註〕

- 1) 一般には「香港の返還」と言っているが、1984年12月19日の香港返還に関する中英合意文書の共同声明では、「香港地区の回収」となっている。英語では「recover」、中国語では「收回」となっていた。その後、中国では、香港は長い間の植民地統治から中国へ祖国復帰するのだということから、「回帰」という言葉を用いるようになった。歴史的に見れば、この「回帰」という言葉の方が正しいであろうが、本論では、一応一般的に用いられている「返還」という言葉を使用した。
- 2) 外務省条約局編『英、米、仏、露ノ各国及支那国間ノ条約』（外務省条約局、1924年）1～3頁参照。
- 3) 英国籍の香港中国人所有の船アロー号が広東の珠江に停泊中、清朝官吏が犯罪人捜索のため、船長不在の間に同船を臨検し、船員12名を海賊の容疑で逮捕し、英国国旗を引きおろしたことから、イギリス側が清朝に強く抗議したが、清朝側は、実際には海賊船なのに清朝官憲の目を逃れるために、船籍を香港政庁に登録しているだけだとして譲らなかったために、これに対しイギリス側が出兵し、第2次アヘン戦争に発展したという事件。
- 4) 本当は、イギリスは香港島や九龍市街地のように「割譲」を欲していたのであるが、なぜ「割譲」にせず「租借」という形をとったかという点、既に中国に数多く侵略し、イギリスと競合していた他の列強諸国がこれ以上力をのばして自分達と同じようになることは、イギリス女王にとって歓迎すべきことではなかったため、他の列強諸国に配慮した形をとったのである。
Percy Cradock, *Experiences of China* (John Murray, 1994), pp. 161-162. パーシー・クラドック著、小須田秀幸訳『中国との格闘』（筑摩書房、1997年）211頁参照。
- 5) 中国語では「展拓香港界址専条」、英語では「Convention for the Extension of Hong Kong」となっている。
- 6) 第2次世界大戦終結時に、中国側（蔣介石政府）は、イギリスに香港の返還を要求したが、イギリス側は終始頑強に反対し続けたために、このときの返還は実現されなかった。『蔣介石秘録（15）大陸奪還の誓い』（サンケイ新聞社、1977年）44～48頁参照。

- 7) 中嶋嶺雄『香港回帰——アジア新世紀の命運——』（中央公論社，1997年）180～182頁参照。
- 8) マーガレット・サッチャー著，石塚雅彦訳『サッチャー回想録』（日本経済新聞社，1993年）328頁。
- 9) 許家屯著，青木まさこ・小須田秀幸・趙宏偉訳『香港回収工作』上・下（筑摩書房，1996年）参照。なお，サッチャー首相が人民大会堂の階段でつまずいた時の様子を，当時の中国のテレビニュースでは何度も繰り返し放送し，イギリスがつまずいたあらわれたとしていた。
- 10) 前掲『サッチャー回想録』325～326頁参照。
- 11) その内容については，中国研究所編『中国基本法令集』（日本評論社，1988年）385頁参照のこと。
- 12) Alexander Grantham, *Via Ports: From Hong Kong to Hong Kong* (Hong Kong University Press, 1965), p. 139.
- 13) 魯迅「香港再談」〈而已集〉、『魯迅全集』第3巻（北京，人民文学出版社，1973年）参照。
- 14) 'Minute of Evidence Taken before the Foreign Affairs Committee, 20 January, 1994', Foreign Affairs Committee, First Report, *Relations between the United Kingdom and China in the Period up to and beyond 1997*, Vol. 2, p. 199.
- 15) Robin MaClaren, 'Britain's Record in Hong Kong: Stability and the Democracy', (Talk at Chatham House, 27 November, 1995).
- 16) 中園和仁『香港返還交渉』（国際書院，1998年）54頁参照。
- 17) 同上書，140頁。
- 18) 提案や構想を発表する文書のこと。
- 19) 公式報告書のこと。
- 20) 教育界の中から，後に愛国民主運動を支持する全香港市民連合会主席となった司徒華が選出された。彼は中国の民主化を強く主張し，天安門事件の学生達を支援した。
- 21) 法律界の中から，弁護士で後の民主党主席となる李柱銘が選出された。
- 22) 都築洋『中国に還る香港』（日本貿易振興会，1994年）187頁。
- 23) 戸張東夫『香港——1997年を越えて——』（丸善，1996年）122頁。
- 24) 同上書，123頁。
- 25) 何立「過渡期的衛接難題——政制争持與新護照的緩急」、『九十年代月刊』1985年12月号，14～18頁参照。
- 26) *South China Morning Post*, June 17, 1991.
- 27) 『亜州週刊』，1990年1月21日，13頁。

- 28) House of Commons, *Foreign Affairs Committee, Session 1988–89, Second Report*, 'HONG KONG' (Her Majesty's Stationary Office, 1989), pp. 14–15.
- 29) 'Message from Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs to Chinese Minister of Foreign Affairs (18 January, 1990)', House of Commons, *Foreign Affairs Committee, First Report*, RELATIONS BETWEEN THE UNITED KINGDOM AND CHINA IN THE PERIOD UP TO AND BEYOND 1997, Vol. 2, Session 1993–94, pp. 367–368.
- 30) 香港民主同盟とは一線を画すもう一つの民主勢力。
- 31) 雷競璇「選挙制度的論争有無積極意義?」、彭潔玲「一加一不等於二」、『亜州週刊』1992年8月6日号, 18~20頁, 22~23頁。
- 32) 中嶋嶺雄, 前掲書, 192頁。
- 33) 『毎日新聞』1996年7月8日朝刊参照。
- 34) *South China Morning Post*, October 21, 1996.
- 35) *Hong Kong Standard*, September 18, 1995.
- 36) 中国外交部スポークスマン陳健による。
- 37) 香港新華社支社スポークスマンによる。
- 38) Chris Patten, 'Hong Kong: Our Work Together', *The 1995 Policy Address*, p. 1.
- 39) Todd Crowell and Law Sui Lan, 'Race to 1997', *Asiaweek*, February 2, 1996, p. 18.
- 40) *South China Morning Post*, December 18, 1996.
- 41) 「法律直通車出軌?」、『亜州週刊』1995年10月9日号, 36~37頁。
- 42) 1996年10月16日, 錢其琛外相の *Asian Wall Street Journal* 紙のインタビューでの発言。
- 43) 中国全人代香港代表・廖瑤珠の発言。 *South China Morning Post*, January 21, 1997.
- 44) このことから「港人治港」(香港人が香港を治める)ではなく、「商人治港」(商人=資本家が香港を治める)ではないかという批判もあつたくらいである。
- 45) 劉慧郷立法評議會議員による提案。
- 46) *South China Morning Post*, March 25, 1996.
- 47) 安田信之編, 小林昌之・今泉慎也訳『香港・1997年・法』(アジア経済研究所, 1993年) 116~124頁参照。
- 48) 「李鵬首相の第7期全国人民代表大会第3回会議における報告, 1990年3月20日」, 『北京週報』1990年第16号別冊付 20~21頁参照。
- 49) 董建華『共創香港新紀元』(中華人民共和國香港特別行政区臨時立法會席上行政長官董建華施政報告) 1997年10月8日。
- 50) 『明報』1997年7月31日。

51) 『中日新聞』1998年5月26日朝刊参照。

*本稿執筆にあたっては、上記〔註〕で触れた文献以外に、『原典中国現代史』（岩波書店，1995年），および主要日刊紙等の関係記事を参考にした。